

東日本大震災に関連する寄付金制度について①

1. 認定NPO法人が募集する寄附金

認定特定非営利法人(認定NPO法人)が自ら行う東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動に特に必要となる費用に充てるため、その認定NPO法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの(国税局長の確認を受けたもの)については、税制上の優遇措置が受けられます。

※平成23年6月2日現在、所轄国税局長の確認を受けた認定NPO法人一覧

- ・特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン
- ・特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを日本委員会
- ・特定非営利活動法人難民支援協会
- ・特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター

<優遇措置の内容>

個人が寄附した場合	震災関連寄附金等として次のいずれかを選択 ①所得控除:寄附金額(総所得金額の80%を限度)-2,000円 ②税額控除:(寄附金額(総所得金額の80%を限度)-2,000円)×40% (ただし、所得税額の25%を限度)
法人が寄附した場合	指定寄附金として全額損金算入

(平成25年12月31日までに支出するものに限りです)

東日本大震災に関連する寄付金制度について②

2. 公益社団法人又は公益財団法人が募集する寄附金

公益社団法人又は公益財団法人が自ら行う東日本大震災の被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動に特に必要となる費用に充てるため、その公益社団法人等が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたもの）については、税制上の優遇措置が受けられます。

<優遇措置の内容>

個人が寄附した場合	震災関連寄附金等として次のいずれかを選択 ①所得控除：寄附金額（総所得金額の80%を限度）-2,000円
法人が寄附した場合	指定寄附金として全額損金算入

（平成25年12月31日までに支出するものに限り）

3. 滅失・損壊した公益的な施設等の復旧のために募集する寄附金

公益的な事業に使用していた建物及び構築物等が震災により滅失・損壊した場合において、その原状回復のために公益法人等が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（財務大臣の指定を受けたもの※）については、税制上の優遇措置が受けられます。

※今後、寄附金の指定に関する手続の一部について、所轄庁である都道府県等及び関係府省において実施することを検討中

<優遇措置の内容>

個人が寄附した場合	震災関連寄附金等として次のいずれかを選択 ①所得控除：寄附金額（総所得金額の80%を限度）-2,000円
法人が寄附した場合	指定寄附金として全額損金算入

（指定を受けた日の翌日から3年を経過する日までに支出するものに限り（指定は平成25年12月31日まで）

(参考) 現行の寄付金制度について

- 法人の支出する一般の寄付金は、一定の限度内で損金の額に算入される。
- その他、国・地方公共団体・一定の公益団体に対する指定寄付金は全額が損金算入できる。
(特定公益増進法人に対する寄付金は一般寄付金とは別枠で損金算入できる。)

現行制度

寄付金の区分	国・地方公共団体 に対する寄付金	指定寄付金	特定公益増進法人 に対する寄付金	認定非営利活動法人 に対する寄付金	一般寄付金
	<p>公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄付金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立高校 ・公立図書館 	<p>公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄付金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根募金 ・中央共同募金会 経由で行う寄附 ・国立大学法人の 教育研究等 	<p>【特手公益増進法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人 ・日本赤十字社など ・公益社団・財団法人 ・学校法人 ・社会福祉法人 ・更生保護法人 等 		
法人税	全額損金算入		以下を限度額として損金算入※ (資本金等の額の0.25%+所得金額の5%)1/2		以下を限度額として損金算入※ (資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)1/2